

平成 2 0 年 度

定期監査（第 3 次）結果報告書

平成 2 1 年 3 月 2 5 日

北見市監査委員

平成20年度 定期監査（第3次）結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、本年度の北見市監査計画に基づき、次のとおり定めました。

- 企画財政部 地域振興課
- 総務部 防災対策・危機管理課、工事検査室
- 保健福祉部 子ども支援課
- 農林水産商工部 耕地林務課
- 都市建設部 建設指導課、建築課
- 都市再生推進室 都市再生推進室
- 社会教育部 青少年課、高栄・三輪・北光各児童センター
- 企業局 水道課

2 監査の期間

平成21年2月19日(木)から3月18日(水)まで
(うち、現地監査 3月18日(水))

3 監査の主眼及び方法

平成20年4月から平成20年12月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づき事務処理が行われているか、また、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、契約（工事、業務委託等）、物品等の管理・保管を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果等

(1) 結果の区分

監査結果については、次の2区分とし、それぞれ該当するものについて、この区分により記載をしました。

・指摘事項

違法又は不当な事項に該当し、是正若しくは改善が必要なもの又は未然防止のため今後十分な注意を要するもの。

・指導事項

違法又は不当な事項に該当しないが、現状の方策、処理方法等については是正又は改善の必要があると認められるもの。

※「違法」とは、法令（市の条例、規則、その他の内部規程を含む。）の規定に違反することをいい、「不当」とは、違法ではないものの、行為、状態等が実質的に妥当性を欠き適当でないものをいいます。

（２）監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められましたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善の必要がある事項を確認しました。

〔共通指摘事項〕

ア 時間外勤務等命令の事務処理について

1日の実施時間数及び月の集計時間数の誤りや、休日の時間外を平日の時間外として集計していたものがありました。

また、週休日（土曜日及び日曜日）等に勤務を命ずる場合は、所属長は振替日を指定し、振替休日を実施することになりますが、振替日を指定していないものや、振替休日が未実施のままのものがありましたので、「時間外勤務の手引き（平成20年10月総務部職員課）」等に基づく事務処理方法に従って、適切に行うとともに、振替休日については、職員の健康管理の観点からも、確実に実施するように努めてください。

〔個別指導事項〕

ア 振替休日の実施について（子ども支援課）

関連する業務の法律改正等に伴う業務量の増大と時間的制約がある中で、

通常の業務量を上回る対応が求められ、時間外勤務が常態化しているため、週休日の振替休日の取得が約4割に留まっていたので、職員の健康管理面からも、振替休日を取得できる人員の配置を行うなど、適切な対応が必要と認められました。

イ 特定職員にかかる時間外の対応について（耕地林務課）

課内における職員の時間外勤務の状況では、特定職員に集中していますので、課内の事務の分担や応援体制の整備を行うなど、勤務の平準化に努める必要が認められました。